

生物多様性保全活動の促進に関する検討会について

1. 生物多様性保全活動の促進に関する検討会の位置付け

(1) 検討会の背景

1) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

平成 22 年 12 月 10 日、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）（以下「生物多様性保全活動促進法」という。）が制定された（法の施行は、平成 23 年秋を予定）。

同法は、地域における生物多様性の保全の必要性〔①地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、②生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、③生物多様性に関する社会的要請が増大していること（生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催）〕にかんがみ制定され、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。

昨年 10 月の COP10 では、「新戦略計画（愛知目標）」に加え、「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」について合意されたところであり、同法に基づき各地域において生物多様性保全活動が促進されることによって、これらの達成や推進に寄与することが期待される。

2) 生物多様性保全活動促進法に基づく地域連携保全活動基本方針

生物多様性保全活動促進法第 3 条には、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないと規定されている（主務大臣は、同法の施行前においても、地域連携保全活動基本方針を定めることができる）とされている）。

(2) 検討会の目的

生物多様性保全活動の促進に関する検討会（以下「検討会」という。）は、主務大臣が地域連携保全活動基本方針を策定するに当たり、同基本方針に定めるべき事項等に関する検討を行うことを目的とする。

2. 検討会の構成・情報公開等

(1) 構成

検討会は、別添の委員及び関係機関をもって構成し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

検討会に座長を置き、座長は、検討会の議事を進行し、検討会の運営上必要があると認める場合には、検討会に委員及び関係機関以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができることとする。

(2) 情報公開

検討会は、公開で行い、議事についてはその要旨を公開する。ただし、貴重な動植物の保護やプライバシーの保護など慎重な取扱を必要とする情報については、非公開とする。

(3) 運営・事務

検討会の運営に関する事務は、環境省及び検討会の目的を達成するために環境省が発注した業務を受託した者が行う。

生物多様性保全活動の促進に関する検討会 委員等名簿

<検討委員>

石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学・准教授
開発 法子	財団法人日本自然保護協会・事務局長
下村 彰男	東京大学大学院・教授
進士 五十八	東京農業大学・名誉教授／日本学術会議・環境学委員長
高橋 生志雄	神奈川県秦野市・副市長
竹田 純一	東京農業大学・学術研究員／里地ネットワーク・事務局長
土屋 俊幸	東京農工大学大学院・教授
浜本 奈鼓	特定非営利活動法人くすの木自然館・専務理事
広田 純一	岩手大学・教授
森本 幸裕	京都大学大学院・教授

(五十音順、敬称略)

<関係機関>

環境省

農林水産省

国土交通省